

保存版 各ご家庭で保存をお願いします。

保護者様

大田区立山王小学校
校長 長町 正弘

地震発生時、暴風警報、特別警報発令時の児童の安全確保について

自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドラインの改定に基づき、地震発生時、暴風警報や特別警報発令時の対応について、下記の通りといたします。

児童の安全を確保するため、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

【震度5弱以上の地震発生時】

- 1 学校では一次避難、津波警報等、状況により二次避難（屋上等）を行います。
- 2 児童は学校で待機させます。
保護者または代理人（引き取りカードに登録されている方）が児童を引き取りに来校されるまで、児童を学校で待機させます。
*児童の方面別集団下校は行いません。
- 3 児童が児童館等にいる場合は、その場所での引き取りをお願いいたします。

児童引き取りの際は、引き取りカードか身分の証明できるものをお持ちください。

【暴風警報・特別警報発令時】

- 1 午前7時に大田区へ暴風警報または特別警報が発令されている場合、臨時休校となります。
 - 2 警報が出ていない場合でも、各ご家庭の判断で登校させてください。その場合、遅刻・欠席の扱いにはなりません。
 - 3 下校時に大田区へ暴風警報または特別警報が発令されている場合、児童を学校に待機させ、解除後に方面別の集団下校を実施します。
 - 4 なお、午後6時以降に暴風警報または特別警報が解除された場合、保護者による引き取り下校を実施します。
- * ただし、台風等による自然災害の状況に応じて、上記以外の対応が必要な場合は、教育委員会事務局より別途指示する。

【鉄道の計画運休に伴う臨時休業等の対応】

- 1 午前0時まで翌日の鉄道の計画運休が発表された場合
 - (1) 午前0時まで、蒲田・大森駅を含むJR京浜東北線の計画運休が、翌日の始発から午後2時までの間に開始されることが発表された場合、大田区立全小・中学校を臨時休業とします。
 - (2) (1) 以外の場合は、授業日とします。
 - (3) (1) の場合、途中で計画運休が解除されても臨時休業の対応は変更しません。

【その他】

上記ガイドライン以外の対応が必要な場合は、教育委員会事務局より別途指示します。